

平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 29 年 3 月 3 日(金曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 16 時 25 分

議事日程

開会 平成29年 3 月 3 日 (金) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2 号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

日程第 7 議案第 4 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 5 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 10 号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 11 号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 道路路線の変更について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿武町道路条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並
びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第 19 議案第 16 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 20 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ
て

- 日程第 21 議案第 17 号 平成 28 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 29 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

日程第 34 議案第 30 号 平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 35 議案第 31 号 平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 36 議案第 1 号から議案第 31 号及び諮問第 1 号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)

1 番 長 嶺 吉 家

2 番 小 田 高 正

3 番 白 松 博 之

4 番 中 野 祥 太 郎

5 番 西 村 良 子

6 番 田 中 敏 雄

8 番 末 若 憲 二

欠席議員 7 番 小 田 達 雄

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も、1 月、2 月があつという間に過ぎ、はや 3 月の声を聴くこととなりました。この冬は、福賀地区で積雪が何回かあったものの概ね穏やかな天候であったと思います。明後日の 3 月 5 日は二十四節季の一つでもある啓蟄であり、冬ごもりをしていた虫たちが動き始めるころと言われておりますが、昨日の雨、風さらに雷で虫たちも目を覚ましたことと思います。しかし、まだまだ朝の冷え込みは厳しくて早く春が訪れるのが待ち遠しいこの頃であります。

また、3 月と言えば 6 年前に発生しました東日本大震災を忘れることができません。6 年前も定例議会中で、現地踏査から帰ってきたときに見たテレビの映像は目を疑うものでした。死者 1 万 5,000 人以上、行方不明者 2,000 人以上という大災害でした。

また、去年は 4 月に熊本地方で、10 月には鳥取地方でそれぞれ大地震が発生しました。この様に、何時何処で自然災害が起きるか分からない状況です。我々、阿武町としても常に危機感を持っておくことが大切だと思います。

現在、国におきましては平成 28 年度補正予算が成立し、平成 29 年度予算が衆議院で可決され、今は参議院で審議されているところですが、ここに来て大阪の学校法人森友学園への国有地売却問題が浮上し、地元山口県出身の安倍総理や夫人との関係を問いただすような質問が集中しております。本来の予算審議とは少しかけ離れているように思えます。ただ、安倍総理や政府にはしっかり

と説明責任を果たして欲しいと思います。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端な中を平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日からの阿武町議会定例会では、一般会計 23 億 5,900 万円のか 7 つの特別会計が上程され審議等を行うわけですが、皆さんご存じのとおり中村町長が 4 月 30 日の任期をもって町長の職を退かれますため、この予算は骨格予算であります。しかし、骨格予算とは言え経常的経費は入っていますので、我々議会といたしまして「小さくてもキラリと光る町・阿武町」を継続していくため、中村町長の思いが入ったこの予算をしっかりと審議し、次に繋げていくことをお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案 31 件、諮問 1 件、全員協議会における報告 3 件、また、3 人の方から一般質問の通告がなされております。

○議長 本日の出席議員は、葬儀のため欠席届のありました 7 番、小田達雄君以外の 7 人です。よって本会議は成立します。ただ今より、平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、あらかじめお手元に配布のとおりです。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 12 月 8 日開催の平成 28 年第 4 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

1 月 2 日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことはご高承のとおりです。

1 月 5 日、山口県知事及び山口県議会議長への新年あいさつ及び懇親会が山

口県庁他で開催され、本職が出席しました。

1 月 14 日、平成 29 年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 19 日、新春懇話会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 20 日、レノファ山口のホームタウン化の要請が役場会議室で開催され、本職が出席しました。

1 月 21 日、関西・東海ふるさと阿武町会の発足会が大阪市パンダリアで開催され、本職が出席しました。

2 月 2 日、長崎県松浦市議会が行政視察研修に来られ、本職と田中議員が対応しました。

2 月 4 日、明日の郵政事業を考える会が萩市千春楽味楽亭で開催され、本職が出席しました。

2 月 5 日、山口県議会議長 故 畑原基成先生 合同葬・お別れの会が岩国国際観光ホテルで開催され、本職が出席しました。

2 月 6 日、平成 29 年第 1 回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市自治会館で開催され、田中敏雄議員が出席しました。

2 月 17 日、山口県町議会議長会の 2 月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

2 月 19 日、元衆議院議員、林 義郎先生の葬儀が下関市海峡メッセで開催され、本職が出席しました。

2 月 25 日、平成 28 年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、長嶺副議長が出席しました。

2 月 27 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましてはお手元に配付の資料のとおりです。

3 月 1 日、山口県立奈古高等学校の平成 28 年度卒業証書授与式が挙行され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

二十四節季の一つ、啓蟄を明後日にひかえ、日一日と春を感じさせる季節となってまいりましたが、議員の皆様には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

本日から開会されます本議会定例会は、平成 29 年度当初予算を始めとする諸案件の審議をお願いすることになりますが、ご案内のとおり、私の、町長としての任期は、4 月末まででありますので、来年度の一般会計の当初予算につきましては、当面必要な人件費をはじめ、扶助費、公債費等の義務的経費のほか、第一四半期で支払いが発生するものや継続事業のほか、年度当初に契約が必要な緊急性のある事業のみを計上した骨格予算としているところでございます。

新年度に当たっての政策的・投資的な経費につきましては、したがって新町長の施政方針にあわせて 6 月議会に上程する補正予算、いわゆる肉付け予算で対応していく方向で作成をしたところでございます。

一方、国におきましては現在来年度予算案が、参議院予算委員会において審議入りとなり年度内の予算成立が確定をしたところでございます。が、こうした状況の中、阿武町におきましてはご案内のとおり、ハード面につきましては

第 6 次阿武町総合計画に基づきながら事業を推進し、ソフト面においては、選ばれる町をつくる、を旗印とした阿武町版、まち、ひと、しごと総合戦略を推進をしているところでございます。

特に、総合戦略におきましては、5 カ年計画の中で、1 年目の計画づくり、2 年目の空き家等の調査や人材育成、そして来年度からいよいよ実施段階に入っていく中で、現在、地域おこし協力隊の若い男性を今年の 2 月から採用し、4 月からは若い女性隊員を採用することとしているところでございます。この 2 人の力を活かしながら、これまでの様な固定的な考え方や古い感性とは違った視点と、中長期的な視点に立った中で、新たな町づくりを展開していくこととしているところでありますが、振り返ってみますと、私は、これまで 3 期 12 年間、阿武町長として、単独町制を選択した阿武町の舵取りを担って参りましたが、単独町制を選択した当初は、住民の皆さんからも財政面での不安に対するご心配を色々いただいたところではありますが、私は、単独町制を決めた阿武町が、引き続き自主性と自立性を発揮して様々な施策を着実に実施していくためには、何よりも財政基盤の安定・強化が不可欠であるとの強い思いから健全財政を旨として、まずは町の借金である地方債の残高を減らし、町の貯金である基金を増やすことに意を用いて財政基盤の強化に努め、行財政運営を進めて来たところでございます。

その結果、地方債につきましては、私が町長に就任する前の平成 17 年 3 月末に約 54 億円あった借金は、今年の 3 月末の見込みでは 54% 減の約 25 億円まで減少させ、一方基金につきましては、17 年 5 月末に約 18 億円だったものを、昨年の 3 月末には 4 億円増の約 22 億円の積み立てを行っているところでございます。

また、「小さくても個性が光る自立した町づくり」を基本姿勢として、各種事業におきましても健全財政を堅持しつつ、町の負担の少ない有利な補助事業

等を有効活用し、その時々的情勢に応じ町づくりに係る各種事業の展開を積極的に図ってまいってきたところでございます。

今、こうして町長としての最後の定例議会を迎え、この 12 年間の事業を私なりに振り返ってみますと、1 期目の平成 17 年度から 20 年度にかけては、阿武町の町制施行 50 周年記念式典の開催と、「ふるさと半世紀」の記念誌の発刊をはじめ、福賀地区各ため池の改修、町道木与山ノ口線の新設、阿武中学校の大規模改造のほか、岡田橋公営住宅の建設や奈古漁港の整備、奈古簡易水道の整備などを実施してきたところでございます。

また、2 期目の 21 年度から 24 年度にかけては、基本構想基本計画の策定や自治会制度の開始をはじめ、防災行政無線のデジタル改修、宇田中央・奈古浦・奈古中央の各消防器庫や障害者地域活動支援センターの建設、高齢者福祉複合施設「ひだまりの里」の開所や阿武小学校の開校、福賀小中学校屋内運動場や役場本庁舎の耐震改修のほか、山口県国体障害者ソフトボール大会の開催や株式会社あぶクリエイションの立ち上げ、更には、分譲宅地の販売やコミュニティワゴンの運行など、多岐にわたる阿武町の課題等に対処して参って来たところでございます。

そして、3 期目の平成 25 年度から現在までは、グリーンパークあぶの開園や道の駅阿武町のリニューアルオープンをはじめ、町営住宅や分譲宅地の整備、土営農飲雑用水施設の建設、武道館の改修、町道汐入野地線・柳尾汐入線等の改良のほか、第 6 次阿武町総合計画の策定、定住奨励金の拡充や、子ども医療費の無料化、町制施行 60 周年記念式典、そして阿武町版総合戦略の策定、あぶの昔話の改訂、ねんりんピック！俳句交流大会の開催、阿武中学校と福賀中学校の統合や、福賀～奈古間の町営バスの運行開始。更には、工場誘致に伴う E.G.F 阿武事業所の開所などに幅広く取り組んで参ってきたところでございます。

そのほか、昨年の 10 月には、宇田郷の株式会社宇田郷定置網の新造船「第十八おなし丸」が竣工されましたが、各地区の特色を生かし阿武町と阿武町の町民にとって何をすべきかを基本として、地域活性化への取組に対して、それぞれ意を用いて積極的に事業の推進等を図ってきたところでございます。

また、長年の懸案でありました主要県道益田阿武線につきましては、来年度における全線改良の見通しも立ってきたところであります。そして何よりも、宇田郷地区の皆さんに取りましては悲願とも言える念願の山陰道木与付近につきましても、長年にわたる地道な要望活動が実を結び、その成果として昨年末に対応方針が決定され、そして、ルート選定に向けての検討委員会の開催や現地調査の実施など、私自身、阿武町長としての最大の課題の解消を図ることができたと確信を持って、現在に至っているところでございます。ここに改めてここまでご協力を頂きました、議会をはじめ関係機関等に対しましてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号「阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、個人情報保護法の改正によるもので、マイナンバー制度の効果を高めるため、マイナンバーの独自利用の事務について、情報提供ネットワークを用いた情報連携が番号法で規定され、その改正に伴う条例改正であります。

次に、議案第 2 号「阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告等を踏まえた地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴うもので、国家公務員に準じて育児支援・介護支援に係る規定の一部を改正するものであります。

次に、議案第 3 号「阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、これも第 2 号議案と同じく、地方公務員の育児休業等

に関する法律等の改正に伴う条例の改正で、育児休業等の対象となる子の範囲について、新たに特別養子縁組の監護期間中の子及び、将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした養子縁組里親に委託されている子等を加えるものであります。

次に、議案第 4 号「阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」につきましては、平成 28 年 4 月から運用を開始いたしました農地利用最適化推進委員の報酬について、今年度から運用を開始する県内 11 市町の報酬額を参考に、日額 7 千円を年額 18 万円に改正するものです。

次に、議案第 5 号「町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特別職の報酬の水準が県内他市町に比べて低かったことから、他市町の例にならい、特別職の期末手当について調整を行ってまいりましたが、現在は均衡も図られていることから、改正を行うものであります。

次に、議案第 6 号「阿武町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、いずれも法律改正にあわせて条例改正するもので、特定非営利活動促進法に係る「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更されたことに伴う規定の整備をはじめ、消費税率 10% の引き上げ時期の変更に伴う個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長、法人住民税法人税割の税率の引き下げ及び、軽自動車税における環境性能割等の導入時期の変更。また、軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長について、それぞれ所要の規定整備を図るものであります。

次に、議案第 7 号「阿武町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、平成 28 年度町営住宅岡田橋団地の供用開始に伴い、28 年度の建設戸数を 2 戸から 4 戸に変更するものでございます。

次に、議案第 8 号「阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、今年の 3 月に完成予定の尾無住宅 2 戸の供用開始と月額住宅使用料の追

加に伴うものでございます。

次に、議案第 9 号「阿武町使用料条例の一部を改正する条例」につきましては、尾無住宅の供用開始に伴い駐車場使用料を新たに追加するものであります。

次に、議案第 10 号「阿武町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税の増税延期に伴う介護保険法の一部改正によるもので、第 1 段階についてのみ、介護保険料の軽減措置を継続するための一部改正であります。

次に、議案第 11 号「阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴う職員基準の改正で、センター職員である主任介護支援専門員の更新に係る研修要件の追加によるものであります。

次に、議案第 12 号「阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきましても、介護保険法等の一部改正に伴うもので、地域密着型通所介護及び療養通所介護におけるサービス基準等の追加によるものであります。

次に、議案第 13 号「町道路線の変更について」及び議案第 14 号「阿武町道路条例の一部を改正する条例」につきましては、「町道柳尾汐入線」と「町道水ヶ迫七重線」の実延長、起点の変更認定並びに、これに伴う町道路条例の一部改正であります。

次に、議案第 15 号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」につきましては、構成団体脱退及び加入による規約の改正と、行政不服審査会の招集に係る規約の改正であります。

次に、議案第 16 号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」につきましては、構成団体の脱退に伴う財産処分によるものであります。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

につきましては、町長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員 3 人のうち 1 人の委員の任期満了に伴う新委員の推薦にあたり、人権擁護委員法により議会の意見を聞くものであります。

次に、議案第 17 号「平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）」につきましては、今回の補正額は、6 千 467 万 4,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額は、31 億 3 千 391 万 9,000 円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、先ず歳出ですが、総務費につきましては、実績見込みと精算に伴う調整のほか、ふるさと納税の増額に伴うふるさと振興基金積立金の増額、バス路線対策事業における奈古、福賀の日中の乗車人員が 0.96 人で 1 に満たないため、国庫補助金が不交付となったことに伴う増額、また、まち・ひと・しごと創生特別事業費においては、平成 27 年度の繰越事業として対応するための減額のほか、選挙が行われなかった日本海海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の減額等により、差し引き合計で 4 千 334 万 1,000 円の減額計上であります。

次に、民生費につきましては、各種扶助費や各種繰出金等の実績見込みによる調整のほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金等に係る事務事業の実績等に基づく補正が主なもので、差し引き合計で 2 千 517 万 5,000 円の減額計上であります。

次に、衛生費につきましては、阿武町役場本庁及び、のうそんセンターにおける太陽光発電設備設置工事の防災拠点再生エネルギー導入事業の入札減をはじめ、各種事務事業や繰出金の最終精算等により、差し引き合計で 2 千 695 万 5,000 円の減額計上であります。

次に、農林水産業費につきましては、農業支援員となる地域おこし協力隊の採用予定者数の変更、町有林造林事業の計画変更のほか、漁港内救命はしご新設工事の新規計上など、各種事務事業費の確定や補助金等の最終見込みによる

調整により、差し引き合計で158万6,000円の減額計上であります。

次に、商工費につきましては、道の駅温水プールのボイラー更新他工事の入札減や、新たに物販棟空調機移設に伴う建築工事等の道の駅各施設の改修工事の新規計上等により、差し引き合計で267万6,000円の増額計上であります。

次に、土木費につきましては、町道畠田柳尾線の作業用倉庫の移転補償額の確定ほか、民間住宅耐震改修補助金等の各種事務事業費の確定や精算見込みにより、差し引き合計で106万3,000円の減額計上であります。

次に、消防費につきましては、実績見込みに伴う消防救急事務委託料の増額と精算見込みよる調整により、差し引き合計で435万2,000円の増額計上であります。

次に、教育費につきましては、阿武小中学校グラウンド整備工事をはじめ、阿武中学校冷暖房設備工事、阿武中学校 2 階屋外手摺塗装工事や、各校トイレ改修工事、福賀小学校廊下壁他塗装改修工事、また、社会教育施設等整備事業として、町民センターの非常照明蓄電池取替工事や、文化ホール舞台装置改修工事、改善センター冷暖房更新工事、奈古学校プールのプールサイド改修工事、福賀小グラウンド夜間照明設備工事の新規計上のほか、現行工事費の入札減や維持管理費、各種事業や行事経費等の最終精算調整により、差し引き合計で5千642万8,000円の増額計上であります。

次に、災害復旧費につきましては、事業費確定に伴う28災農地災害及び農業用施設災害、並びに28災公共土木施設災害復旧工事費の精算見込みによる増減調整で、合計140万円の減額計上であります。

次に、諸支出金については、柳橋分譲宅地整備事業における開発許可申請手数料の増額及び、区画割りの検討に伴う造成工事の不施工に伴う減額により、差し引き合計で2千861万円の減額計上でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の主なものでありますが、

先ず、町税につきましては、実績見込みによりまして入湯税10万円の増額計上でございます。

次に、地方交付税につきましては、特別交付税の交付見込みにより 6 千 743 万 6,000 円の増額計上であります。

次に、分担金及び負担金につきましては、農林関係では、主に亀尻第 2 ため池、伊豆中ため池等の農村災害対策整備事業及び農地耕作条件改善事業の事業費の確定により、受益者分担金をそれぞれ増額計上する一方、民生関係では、老人福祉施設入所者自己負担金と保育所保護者負担金等を、それぞれ年度見込みにより増額し、合計 903 万 6,000 円の増額計上であります。

次に、使用料及び手数料につきましては、ゴミ袋販売手数料の増加等の最終納付見込みにより、差し引き合計で 68 万 5,000 円の増額計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、各事業費の交付額の確定等による減額調整で、主なものとしたしましては、当年度分を 27 年度の繰越金を充当した地方創生推進交付金 1 千 400 万円の減額のほか、社会資本整備総合交付金に係る町道東方筒尾線道路改良事業費 1 千 876 万 7,000 円及び、公営住宅建設事業費 1 千 204 万 9,000 円の減額等で、合計 6 千 660 万 3,000 円の減額計上であります。

次に、県支出金につきましても、同様に各事業の事業費の確定等に伴う補助金や負担金の増減調整で、主なものとしては、「役場本庁」と「のうそんセンター」にそれぞれ太陽光発電を整備した防災拠点再生エネルギー導入事業の契約等の確定に伴う 1 千 462 万 9,000 円の減額等で、差し引き合計で 2 千 468 万 9,000 円の減額計上であります。

次に、寄付金につきましては、ふるさと納税に伴うふるさと寄附金 300 万円の増額計上であります。

次に、繰入金につきましては、公営住宅建設事業及び奈古駐在所移転建築事

業の財源として、公共施設整備基金 1 億 4 千 500 万円を取り崩し、繰り入れることとしておりましたが、他の財源で対応し取り崩しを止めたことによる大幅な減額であります。

次に、繰越金につきましては、今回の補正の財源の調整として 1 億 418 万 3,000 円の増額計上でございます。

次に、諸収入につきましては、実績見込み等によりまして、合計で 32 万 2,000 円の減額計上であります。

次に、町債につきましては、過疎対策に係る定住奨励金及び清掃工場事業事務の確定等に伴う起債額の減額により、合計で 1 千 250 万円の減額計上であります。

以上で、平成 28 年度一般会計補正予算（第 4 回）の概要説明を終わります。

次に、議案第 18 号「平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）」から、議案第 23 号「平成 28 年阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）」までは、いずれも特別会計の補正予算でありまして、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでのご説明は省略させていただきます。

次に、議案第 24 号から議案第 31 号までの、平成 29 年度一般会計及び各特別会計の当初予算について説明を申し上げます。

新年度予算につきましては、冒頭でも申し述べましたように、人件費をはじめ、扶助費、公債費等の経常的に係る経費のほか、年度当初に契約する事業や第一四半期で支払いが発生するものを中心に最小限で編成した骨格予算としておりますが、物件費等の消費的経費につきましては、これまでどおりの精査、削減に努め、継続性のある投資的な経費につきましては、必要に応じて計上した結果、一般会計予算の総額を、対前年度比 7 億 100 万円、率にして 22.9%減の 23 億 5 千 900 万円としたところであります。

また、7つの特別会計につきましては、会計の性格上、通年予算で編成をしているところではありますが、その合計額は、対前年度比 1 千 708 万 1,000 円、率にして 1.0% 増の 17 億 241 万 5,000 円で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、対前年度比 6 億 8 千 391 万 9,000 円、率にして 14.4% 減の 40 億 6 千 141 万 5,000 円としたところでもあります。

それでは、ここでそれぞれの会計について、順次その概要をご説明申し上げます。

最初に、議案第 24 号「平成 29 年度阿武町一般会計当初予算」についてですが、基本的な考え方は、先ほど説明したとおりでございます。

先ず、議会費につきましては、議員研修のための先進地視察に伴うバスの使用料と、議会中継を行うための議場リモコンカメラの設置工事を新規計上しております。

次に、総務費につきましては、平成 29 年 10 月の番号制度開始に伴う本番切替作業等の社会保障・税番号システム整備委託料の計上をはじめ、公会計財務諸表作成分析業務における基準モデルから統一モデルに変更するための委託料の計上、平成 31 年 4 月からの共同クラウドの利用に向けた住民システムの単独クラウド化に係る経費の新規計上、また、阿武町版総合戦略の事業実施に伴う地域おこし協力隊 2 人分に係る経費の新規計上、27 年度からの継続事業である「まち・ひと・しごと創生」に係る総合戦略推進のための経費として、21 世紀ラボの運営、1 / 4 ワークスの展開、空き家ノートの作成、D I Y におけるモデルハウス作り等、各種メニューのサポート業務を行う「スタジオ L」との委託料のほか、昨年 12 月に阿武町と株式会社山口銀行、株式会社 Y M F G Z O N E プラニングの三者により包括協定を結んだことに伴う道の駅下の町有地等の利活用に係るアドバイザー業務委託料を新規計上しております。

次に、民生費につきましては、阿武町福賀高齢者福祉複合施設新築事業の新

規計上のほか、中学生までの医療費を無料にする「こども医療費」も引き続き実施することとしております。

次に、衛生費につきましては、太陽光発電の防災拠点再生エネルギー導入事業及び旧萩清掃工場の廃炉処分の事業終了に伴う減額ほか、前年度実績を勘案しての骨格予算であります。

次に、労働費につきましては、概ね前年度並みの骨格予算の計上であります。

次に、農林水産業費であります。まず、農業費につきましては、危険ため池の改修を図る県営農村災害対策整備事業をはじめ、県営事業による用水路の整備を行う農地耕作条件改善事業や新規農業就業者定着促進事業などの継続事業のほか、県営事業により長沢地区の暗渠排水等の整備を図る農業競争力強化基盤整備事業の新規計上などです。

また、林業費につきましては、継続事業として森林経営計画による町有林造林事業が主なものであります。

次に、水産業費につきましては、漁港施設の長寿命化を図り更新コストの平準化・縮減を図るため、奈古漁港及び宇田郷漁港の機能保全計画の策定業務委託料の増額が主なもので、そのほかにつきましては前年度実績を勘案しての骨格予算であります。

次に商工費につきましては、特に大きな増減はなく、概ね前年度並みの骨格予算であります。

次に土木費につきましては、継続事業の町道東方筒尾線道路改良事業費及び、町道長浜西ヶ畑線道路改良事業費を、国の補助金額等の見込みにあわせて計上しております。

次に、公営住宅につきましては、通年の管理経費のほか、住宅耐震化促進事業、住宅リフォーム支援事業なども引き続き実施することとしております。

次に、消防費につきましては、宇田郷分団が管理している可搬ポンプ付積載

車が平成29年度で24年が経過することから、狭い路地に対応できる可搬ポンプ付き軽積載車に更新する消防自動車購入費と、事務委託している萩市が救急車 1 台を更新することに伴う常備消防救急自動車更新整備事業事務委託料を新規計上しているところでございます。

次に、教育費につきましては、新規事業等の計上はなく、必要最小限の骨格予算でございます。

次に、災害復旧費につきましては、事業が完了しておりますので、新年度は枠取り程度の計上であります。

次に、公債費につきましては、毎年減少しておりますが、新年度の所要見込額を計上いたしております。

次に諸支出金につきましては、当面の枠取りの計上であります。なお、予備費につきましては、前年度同額の 1 千万円計上であります。以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の主なものについてご説明いたします。

先ず、町税につきましては、納税義務者の減少等による減少要素はあるものの、前年度の課税実績等を勘案し、個人・法人税を中心に、対前年度比834万2,000円、率にして3.1%増の 2 億 8 千 86 万 8,000 円を見込んでおります。

次に、地方譲与税につきましては、前年度実績を勘案し、地方揮発油譲与税を増額する一方、減税等の影響による自動車重量譲与税を減額し、差し引き総額で前年度と同額の 3 千 180 万円を見込んでおります。

次に、利子割交付金から地方特例交付金までの各種交付金につきましては、前年度実績及び国の配分見込み等を勘案し、総額で対前年度比40万円、率にして0.8%減の 4 千 770 万円を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、国の厳しい財政状況に伴い、対前年度比 2 億 9 千 100 万円、率にして19.4%減の12億900万円の計上でございます。

次に、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の 80 万円の計上でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、各種事業の受益者分担金や老人福祉施設入所者自己負担金、保育料の保護者負担金等で、対前年度比 343 万 9,000 円、率にして 12.7% 増の 3 千 47 万 2,000 円の計上であります。

次に、使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料等ではありますが、増棟等によりまして町営住宅使用料の増額を勘案し、対前年度比 180 万 1,000 円、率にして 3.2% 増の 5 千 778 万 3,000 円の計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、前年度実績をもとに障害者自立支援給付費国庫負担金や児童手当国庫負担金、町道長浜西ヶ畑線及び町道東方筒尾線、橋梁経費に係る社会資本整備総合交付金等で、対前年度比 1 億 7 千 693 万 8,000 円、率にして 52.3% 減の 1 億 6 千 154 万 4,000 円の計上であります。

次に、県支出金につきましては、国庫支出金同様、各種補助事業に対する県補助金が主なものでありますが、前年度実績をもとに障害者自立支援給付費県負担金や中山間地域等直接支払交付金事業費補助金のほか、新年度におきましては、福賀高齢者福祉複合施設の建設に伴う介護施設等整備事業費補助金等で、対前年度比 4 千 312 万円、率にして 17.0% 増の 2 億 9 千 724 万 3,000 円の計上であります。

次に、財産収入につきましては、美咲第四分譲地が残り 1 区画になったことに伴う不動産売払収入の減等により、対前年度比 754 万 6,000 円、率にして 41.5% 減の 1 千 63 万 6,000 円の計上であります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入増を見込んで、対前年度比 100 万円、率にして 11.1% 増の 1 千万 1,000 円の計上であります。

次に、繰入金につきましては、公共施設整備基金からの繰り入れ廃止に伴い、対前年度比 1 億 4 千 497 万 1,000 円、率にして 99.2% 減の 122 万 2,000 円の計上で

あります。

次に、繰越金につきましては、枠取りとして 1,000 円のみ計上であります。

次に、諸収入につきましては、前年度実績等を勘案し、対前年度比 214 万 8,000 円、率にして 11.2% 減の 1 千 703 万円の計上であります。

最後に、町債につきましては、町営バスやスクールバスの運行、定住奨励金、福賀の高齢者福祉複合施設建設、町道東方筒尾線道路改良事業等に係る過疎対策事業債及び、臨時財政対策債で、対前年度比 3 千 5 百 70 万円、率にして 15.0% 減の 2 億 290 万円の計上であります。

以上で、平成 29 年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

次に、議案第 25 号から議案第 31 号までは、7 つの特別会計であります。その都度、担当参与から説明いたさせますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、全員協議会においての、全協報告第 1 号「契約の締結について」につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げます。

次に、全協報告第 2 号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況のご報告を申し上げます。

次に、全協報告第 3 号「簡易水道及び農業集落・漁業集落排水事業の経営戦略について」につきましては、この度策定しました、農業集落・漁業集落排水事業の経営戦略についてご説明するものであります。

以上、本日もご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶に代え

させていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において、5 番、西村良子君、6 番、田中敏雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 2 月 27 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 3 月 3 日から 17 日までの 15 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 17 日までの 15 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 3 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。まず、5 番、西村良子君、ご登壇ください。

○5 番 西村良子 皆様おはようございます。梅の花も咲き始め、チンチヨウゲの花も香りが漂ってまいりました。日本海の海の色も深い紺碧の色から柔らかい色に移りつつあります。春の日差しを感じる頃となりました。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。私は、山陰自動車道(益田～萩間)今後の取り組みに向けた道筋についてを質問をいたします。

昨年の 12 月議会の最終日 14 日に、町長より吉報が入ったとの報告がされました。国交省中国地方整備局の中国地方小委員会が開催され、国交省は「山陰自動車道」の木与付近、約 5 キロメートルが防災安全の緊急対策として、特別に事業を推進していく方針を決定しました。

これまで優先区間として大井～萩間(15キ)、木与付近(5キ)そして小浜～田万川間(5キ)の 3カ所が上げられ、一回目の住民アンケート調査も終了し、ルート案の検討段階でした。しかし、14日での決定により、木与付近のルート案が検討され、今後一気に事業化する目途がたちました。これまで阿武町民にとっては悲願でありました山陰自動車道(益田～萩間)の取り組みの第一歩が動き始めたということでもあります。

また、はぎ時事の報道によりますと、この 2 月 6 日、防災対策として、先行して事業化に向けて手続きが進んでいる「木与付近」の「防災対策検討会」の 1 回目が開催されております。国の示したルート帯案について専門家による審議がされ、原案通り問題なく、詳細なルート設計に入ることで合意したとあります。現在国会では審議されております新年度予算案、既に衆議院を可決され通過しておりますが、この事業費が盛り込まれれば山陰自動車道の益田～萩間の「事業化決定」となり、これまで遠くで聞こえていた鐘の音が、真に耳元近くで聞こえてきた状況といえるでしょう。

振り返りますとこの取り組みは、平成 8 年 12 月に山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会が設立され、現在、萩市、阿武町、山口市、益田市、津和野町、吉賀町の 3 市 3 町で組織されており、各自治体が主体となり、各議会や関係機関等が連携し取り組まれてきたものであります。まさに 20 年にわたる取り組みでもあります。その間、中村町長さんは、就任以来この山陰

自動車道（益田～萩間）の整備促進から早期実現を常に念頭に置きながら前向きに取り組んでこられました。これまでの並々ならぬ熱意と「即断、実行」の行動に議会も共に進む中で、改めて、この成果は町長さんの強いリーダーシップを発揮された結果であるといえるとも思います。

とりわけ宇田郷地域の住民の方々は、集中豪雨や台風等の大雨の折には国道 191 号線の通行止めに不安を抱きながら通勤、通学、通院等難儀を強いられてきました。しかし、特に高齢者の方々はこの早い取り組みの動きに、長生きをしてこの道路を通ってみたいという、まさに「夢の実現へ」の話題となっております。今後は、若い世代が奈古や萩へ移住する歯止めにもつながるのではないかと受け止めております。これまでの町長さんのご尽力に敬意と深謝の意を評したいと思えます。

しかしながら、この山陰自動車道木与付近のルートが益田と萩からのルートとどう連結するのか、さらには「阿武町道の駅」へのアクセス道路をどう導くのか等大きい課題もあります。そこでお尋ねをいたします。今後、阿武町として山陰自動車道（益田～萩間）の取り組むに向けた道筋について、町長のお考えをお聞かせください。質問を終わります。

○議長 ただ今の 5 番、西村良子君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5 番、西村議員から、山陰道の今後の取り組みに向けた道筋について、ご質問をいただきましたが、まずこの山陰自動車道につきましては、ご案内のとおり、山陰自動車道（益田～萩間）につきましては平成 8 年に 2 市 9 町 5 村で期成同盟会を発足し、現在は、3 市 3 町で引き続き活動して来ているところでございます。

この期成同盟会につきましては、山口・島根両県知事及び議会、国土交通省及び両県選出の国会議員等への要望活動や、総決起大会等を開催し、早期事業

化に向け強く国に働きかけてきたことは、ご案内のとおりでございます。

こうした国への働きかけの結果、平成 27 年 4 月に優先区間 3 箇所が選定され、その内、木与付近が昨年 12 月 14 日に開催されました国土交通省 社会資本整備審議会 道路分科会の平成 28 年度第 3 回中国地方小委員会において、対応方針が別線トンネル工事として決定しましたことは、昨年 12 月の広報と一緒に各戸お配りしたチラシのとおりでございます。

また、今年 2 月 6 日に山口大学工学部において、今後、山陰自動車道としての活用を想定した防災対策として、トンネル工事のルート選定を検討するため、山口大学大学院の防災の専門家教授 3 名の委員による第 1 回木与防災対策検討委員会が開催され、防災上の問題解消は重要であり、緊急的に対策を行う必要がある。配慮すべきコントロールポイントとして抽出された、地形・地質リスク及び土地利用状況は概ね妥当。そして今後のルート選定にあたり、トンネルの入口位置については特に慎重に検討するとともに、破碎帯の可能性の高い箇所、地下水等の影響を十分に考慮した検討を行うべき等の意見を踏まえ、国において、2 月中旬から 3 月上旬にかけて現地調査が実施されているところでございます。この現地調査結果によりまして、今後、第 2 回目が今月中旬に開催され、ルートや構造などを取りまとめ決定する予定というふうに聞いているところでございます。

このルートや構造などが決定しますと事業化に向け進んでいくと思われまますので、町といたしましても事業化に向けた要望活動等を今後も引き続き行っていく必要があります。また、期成同盟会の会員としても、他の優先区間の早期事業化に向け、協力し取り組む必要があるというふにも思っています。

質問の中で、木与付近のルートが益田と萩からのルートとどう連結するのか、さらには「道の駅阿武町」へのアクセス道路をどう導くのかと言われましたが、現時点で全体のルートが決定をしていませんし、木与付近のルートにつきまし

でも、これから決定していくことになりますので、現時点では全く分からない状況でございます。

しかし、先程も申しましたように、国が将来の山陰道としての活用も想定したルート選定と言っておりますので、益田と萩からのルートと連結することは間違いのないところでございます。

また、「道の駅阿武町」へのアクセス道路をどう導くのかについても、全体のルートが決まっておりますので全く分かりませんが、今後のルート選定にあたりましては、町へ聞き取り調査があるというふうに思っておりますので、その際、「道の駅阿武町」へのアクセス等を要望していけば良いというふうに思っているとことでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 西村良子議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。5 番、西村良子君。

○5 番 西村良子 今お尋ねの 2 点については、全く状況が見えていないということで、お答えしにくいということでしたが、また情報等上がってまいりましたら早急にお知らせも頂けたらというふうに思います。

関連をしてもう一つ質問をさせていただきたいんですが、これまでこの山陰自動車道関係の市町と連携して取り組んでまいりました。とりわけ萩市との連携はいろんな行政分野でも連携の強い部分がありますので、取り組んで町長さんこられたと思いますが、萩市との連携、これまでどういう風な考え方といたしますか、こういう基本的な考え方で来られたということがございましたらお聞かせを頂きたいと思いますが。

○議長 町長。

○町長 関係団体との取組ですが、これも既にご案内のとおりであります、昨年 8 月に期成同盟会の定期大会がありまして、その中で決定がされました

が、足並みを揃えていこうということが決定されておりますので、それに基づいて各地方公共団体と力を合わせて要望活動をしていくとそういった状況でございます。以上です。

○議長 ただ今の執行部の答弁に対する再々質問がありますか。

(5 番 西村良子議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですのでこれをもって 5 番、西村良子君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩します。

休 憩 10 時 00 分

再 開 10 時 10 分

○議長 休憩を閉じて会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 続きまして 3 番、白松博之君の一般質問を許します。3 番については、自席で一般質問をしてください。

○3 番 白松博之 それでは、この席からの一般質問をお許し頂きありがとうございます。私は福賀地区の交通手段と、コミュニティワゴン等の有効利用について質問をいたします。

過疎地域の生活にとって安心安全とは医療と移動手段が、大きなウエイトを占めていて、生活をする上で車はなくてはならない必需品となっています。一方近年では高齢者ドライバーの交通事故が大きな社会問題となり、免許証の返納が言われていますが、生活をする上で住民の足をどのように確保するか難しい問題です。阿武町への I ターン希望者にとっても、定住の選択要件として働く場と併せて、医療と交通手段は重要な選択肢の一つとなっていま

す。バスの運行時間の改善については、27 年 9 月議会でも質問をいたしました。が、コミュニティワゴンの試験運転が開始してから約 5 年近く、また町営バス、オレンジバスについてですが約 1 年近くが経過しましたので、色々な改善点が見えて来ているのではないのでしょうか。

当初、私たちへの説明では、従来のバス料金に比べ安くなっていることを強調しておられました。しかし、高齢者の方にとって、2 度 3 度の乗り換えは、精神的にも大変な負担となっていると聞きました。また現在萩市に通っている高校生は、奈古駅での乗り換えと、東萩駅でまた自転車に乗り換えて通学をしているのが現状です。

特に冬期間は、積雪によるバスの遅れや雨、風による列車の遅れなどもあり、保護者にとって、子供さんから急に奈古まで呼び出されることもあると聞いています。

そこで現在運航をしているコミュニティワゴン、朝夕宇生賀から堀越まで走らせ、バス便につなぐことはできないのでしょうか。堀越で乗り換えれば、バスはバスセンターまで行き、より、どの高校にも近くなり、帰りの便も利用できれば、クラブ活動を行なうことができ、生徒や保護者にとっての負担は大幅に軽減されます。また、笹尾、飯谷地区の方にとってバス便はありませんでしたので、利便性は大きく向上します。

過疎地の交通手段はどこの自治体にとっても大きな問題です。全国の例を見ますと、帯広市では全域デマンド運行「あいのりタクシー」という名称で、1 日の 7 便の出発時間のみが設定されていて、利用希望者は、出発時間の 30 分前までに予約をする制度です。利用率も当初計画に対し 160% と好評のようです。また群馬県前橋市では自転車積載可能バスが運行されていて、生活路線バスが観光にも一役買っているとの事例が紹介されています。

阿武町の例を見ますと、民生課や社会福祉協議会が高齢者のための行事「わ

はは元気クラブ」を実施される場合に、参加費 300 円のほかに往復の送迎代 50 円を油代として徴収し、参加者を募っておられます。この方法は参加者の間でも大変好評で、参加者も増えていると聞いています。高齢者の方にとって玄関先まで来ていただけるということは、高齢者の社会参加に是非とも必要なことではないでしょうか。

コミュニティバスの活用は、全国事例にもあったように、道の駅で自転車等の貸し出しを受ければ、一緒に乗車をすることで惣郷方面や福賀方面での活動範囲が広まり、今ブームとなっている自転車による観光にも生かせるのではないのでしょうか。これは奈古の方から頂いたアイデアですが、今後 1 / 4 ワークス等で雇用などの情報交換ができれば、福賀地区への農作業等のパートの移動手段として活用できるのではないのでしょうか。

奈古地区で農作業等のパートを希望される方がおられれば、阿武町道の駅を 8 時 27 分に乗車すると、福賀には 8 時 58 分に到着します。

また夕方の福賀発は 17 時 18 分発となり、パートとしての作業が十分でき、雇う側としても労働力が確保できれば、規模の拡大にも繋がるのではないのでしょうか。

また先般、福賀昭和会での話し合いでも出ていましたが、会議の開催についてもバスの時間割等に配慮した、会議の持ち方が必要ではないかとの意見をいただきました。実際に阿武町身体障害者福祉協議会の会議などは、宇田郷からのバス便の到着時間を考慮して会議を行なっています。

この事業が始まり、ある程度の期間も経過しましたので、ここらでいろいろな問題点を洗い出し、利用しないのが悪いのではなく、どのようにすればより快適に利用できるかを、住民も交えてしっかり議論をすべきではないでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○議長 ただ今の 3 番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めま

す。町長。

○町長 3 番、白松議員の質問にお答えいたしますが、最初に、「コミュニティワゴン」と「町営バス」の現在に至るまでの経緯について説明をいたします。

まず、コミュニティワゴンにつきましては、平成 22 年のまちづくり懇談会等において、住民の皆さんからご意見やご要望をいただき、これを受けて平成 22 年 5 月に役場関係部署と関係機関による「阿武町地域交通活性化プロジェクト」を立ち上げ、課題に対する様々な先進事例の調査や検討を行うと共に、6 回にわたるプロジェクト会議を開催いたしましたところであります。

その結果、高齢化が進展する阿武町においては、喫緊の課題として住民に身近な足の確保が必要であり、あわせて地区間を結ぶバス路線の開設、更には、町の中心である奈古駅や道の駅を拠点として、萩市の中心部へは、JR や幹線バス路線で連結することで、利用効率の高い地域公共交通ネットワーク化を図ることが重要であるとの結論に至ったところでございます。

また、身近な足の確保といたしましては、「誰でも多目的に利用したい」等とのニーズを受けて、それまで会員制により利用が限定されていた福祉有償運送と診療所の患者送迎輸送を、町の運営による有償運送の交通空白輸送に統合し、3 地区それぞれにおいて周辺集落から生活拠点となる中心部へは、10 人乗りのワゴン車による定時定路線の路線バス方式により、片道 100 円のコミュニティワゴンを運行することとし、平成 24 年 5 月から試験運行を開始をいたしましたところでございます。この試験運行により、乗車実態を見ながら停留所やルート改良を行い、同年 10 月から本運行に移行して以来、毎年改良を重ねながら現在に至っているところでございます。

次に、地区と地区を結ぶ町営のバス路線についてであります。まず、宇田郷地区と奈古地区を結ぶ町営バスは、平成 13 年 10 月から宇田郷診療所の廃止を契機に 1 日 5 便運行により開設いたしました。

次に、福賀地区と奈古地区間を結ぶバス路線の開設につきましては、平成 13 年 9 月までは、防長交通による萩センターから河内を経由する宇生賀線が、朝晩 1 往復の便がありましたが、利用者が少ないことから廃止になっていたところであります。

しかしながら、平成 24 年 12 月に、福賀中学校の阿武中学校への統合時期が平成 28 年 4 月に決定し、長年の懸案でありました県道益田阿武線の改良も見通しが立って来た中で、平成 26 年 4 月の道の駅阿武町のリニューアルオープンを機に、「新しくなった道の駅への利用や、奈古地区への通院、買い物にも利用したいので、バス路線を再開して欲しい」との要望も上がってきたところでございます。

また、福賀地区においては以前から、「農業地域である福賀地区の子どもたちが、地元の奈古高校に通いたくても公共交通機関がなくて通えない」などの声もあり、こうした様々なご意見を受けた中で、スクールバスを活用した生徒と高校生、更には、通院などの一般客の混乗による運行をベースとした検討も行って来たところでありますが、最終的にスクールバスを利用する中学生と、萩に通う高校生の登校時間の調整が難しいことから、福賀の町営バスにつきましては、別途、単独運行により防長交通に運行を委託する事に決定し、ルートにつきましても、これらのことを総合的に勘案して、平成 28 年 4 月から道の駅から河内を経由して福賀小前及び宇生賀線として運行を開始してきたところであります。

そして、この道の駅から福賀線の開設を受けて、従前の萩センターから大井を経由する宇生賀線についての乗降調査も行ったところでありますが、萩に通学する高校生を除いた阿武町内の利用者は極めて少ない状況でありました。また、運行の維持につきましても、沿線の萩市と阿武町が路線キロ割で赤字補填を行って参りましたが、年々補助額が増加することから、沿線自治会長や利

用者からの意見聴取を行い、道路運送法が定める地域公共交通会議での手続きを経て、堀越バス停より手前の阿武町内の路線につきましては、やむなく廃止をしたところでございます。

なお、昨年 4 月から運行を開始した「町営バス」の道の駅から福賀小前及び宇生賀線の利用状況につきましては、宇田郷と同様に 1 日 5 便運行する中で、平均すると月間 300 人の利用がありますが、これは道の駅から惣郷線の月間 900 人と比較した場合、1 / 3 となっているところであります。この内訳としましては、朝晩の萩に通う高校生の利用が 6 割を超えており、日中の 4 便につきましては 1 往復の乗車人数が 0.96 人と大変少ない状況にあり、この利用人数の中には、福賀地区の中学生がクラブ等の関係で早めに登校する場合や、スクールバスのない土日、祝日、学期休みの期間中の利用、河内集落の小中学生の利用も含まれているところであり、町といたしましても利用の向上につきましては、今後の検討課題となっているところでございます。

そこで、議員のご質問による「コミュニティワゴンを萩市福栄の堀越バス停で防長バスと接続することが出来ないか」とのお尋ねであります。これまでも「積雪や風雨等により町営バスや J R の遅れにより、年に数回は接続が上手くいかず、奈古から萩の学校まで保護者が送って行くような場合がある」、また「乗り継ぎなしのノンストップで萩への往復運行が望ましい」との声や、「高校生が一生懸命クラブ活動を行えば、帰りの最終のバスには乗車出来ず、保護者が送迎をしている」などのご意見もあるようでありますので、バスと J R の接続につきましては、現在 5 分としているところをもう少し広げるなどの検討の余地があるものと思っておりますし、県道における積雪の対応には万全を期していただくよう、担当の方から山口県萩土木建築事務所にもお願いをして参る所存であります。

また、現在のコミュニティワゴンの運行主体につきましては、町がシルバー

人材センターに運転業務を委託しておりますが、平成 27 年度から道路運送法の運用見直しにより、市町村や N P O、社会福祉法人のほか、自治会、青年団、観光関係の協議会などいわゆる「権利能力なき社団」についても、実施主体として認められることになり、また少量の貨物輸送が可能となるなどの規制緩和が進んできているところでございます。

そこで、ご質問の中にも帯広市のデマンド運行の紹介がありましたが、運行方法につきましては、路線バス方式と乗合タクシーのデマンド方式があり、この運行方式の選択につきましても、その当時、どちらを採用するか協議してきた経緯もあり、不特定多数の方の乗車を対象とする場合には、デマンド方式では予約に必要なオペレーションが難しいことから、現在のような定時定路線の路線バス方式としてきたところであります。

しかしながら、コミュニティワゴンも運行開始から 5 年が経過し、実態として利用者が通院や買い物を主とする高齢者であること、しかも更なる高齢化により停留所までの歩行が困難で利用したくても利用しにくい状況にあること、また、行事の開催時間に配慮するとしても、行事の始まりと終わりに合わせた送迎等が望まれる中であって、最近では、スマホを始めとする情報機器が高齢者にも身近となり、位置情報などで配車が格段に容易になる事例もあるなど、状況や環境も大きく変わってきたところであります。

これにつきましては、地区内をきめ細かく走る末端路線であるコミュニティワゴンの役割をはじめ、地区と地区を結ぶ動脈となる町営バスの役割、更には、奈古駅や道の駅を拠点として、J R 及び萩に向かう 1 日 10 便の防長交通とのバス路線を結ぶネットワーク網を維持する中で、コミュニティワゴンの運行を含め、今後どのように対処していくべきかについては、検討の余地があるものと考えているところであります。そして、福賀地区から萩に向かう高校生や通院患者など、一定かつ特定の時間帯の利用者があり、それに合わせてコミュニ

ティワゴンを運行することも、検討の余地があるものと考えているところであります。

最後になりますが、さきほどご説明いたしましたように、現在のバスの運行状況につきましては、地域の実情や事情聴取をはじめ、交通会議や協議会等で協議・検討した結果であります。現在、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故が多発している中で、高齢化が進んだ地域住民の足の確保は、重要な課題であることは十分に認識し、対応が必要だと感じているところでございます。なお、バスの運行等につきましては規制等もありますが、新しい利用方法や需要の開拓、また、バスに乗りたくなるような利用者のメリット等について、議論をすすめていくことは大変良いこととございますので、今後新町長の下で議論が進んでいくことを、私も願いながら答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番 白松博之議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい、3 番。

○5 番 白松博之 町長さんには、前向きな検討ということで感謝申し上げます。小さいことですが、今高校生が東萩駅に自転車を置いて高校に通う足としておるわけですが、ある方からは、あそこは管理者が居ないので盗難に遭った、とかということから、出来るだけセンター前であれば利用する場合にも月に 1,500 円は要るわけとございますけれども、そういうふうな管理をしていただけるといふことで、保護者の方からも要望が上がっております。

それから、今度阿武町もホームページがリニューアルされるということで、1/4ワークスの制度も導入されてきますけれども、企業だけでなく先ほど申しましたように、仕事の足としてのバス路線が利用できないかというふうなことから、農業分野での季節毎のいわゆる雇用の形態が変わる変化というふうなものも、きめ細かなものも取り入れていただき潜在的にある福賀地区の雇用を是非

とも促進して欲しいと思っています。

この様な取組を是非とも検討していただき、いま空気を運ぶと俗に皆さんから言われておりますけれども、このバス路線が地域の楽しい足となるような取組を是非ともお願いして質問を終わります。

○議長 3 番、白松博之君の再質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 先ほども申しましたが、議論を進めていくことは大変いいことだろうというふうに思っておりますから、今のようなことを含めまして今後議論が進んでいくことを期待しております。

○議長 再々質問ありますか。

(3 番 白松博之議員、「ありません。」という声あり。)

○議長 はい。再々質問ないようですので、これをもって、3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 次に、2 番、小田高正君の一般質問を許します。2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 みなさま、おはようございます。私から 1 点、この度です。4 月に 3 期 12 年で退任される中村町長に、私としても最後の質問となるんですけれども、これまでの町政運営の成果と課題について、ご質問したいというふうに思っております。

防衛、経済ともに国際社会を牽引する超大国であるアメリカ合衆国の大統領も、民主党のオバマ氏から、共和党のトランプ氏となりました。トランプ大統領は、就任まもなく大統領令を連発するなど、自国に有益になる施策を打ち出しており、日本をはじめ、世界各国は冷静に動向を見極めていることと思われま。中でも、日本、アメリカを中心とした 12 の国が参加する環太平洋地域による経済連携協定、いわゆる TPP からアメリカは離脱しました。TPP は、農業分野だけでなく、食料品、自動車、著作権法、医療、保険、

労働者の流入等、国民があまり耳にしない項目も多岐に渡り市場開放、自由貿易を求めてくるものです。アメリカは今後、これらの交渉を日本だけでなく、様々な関係諸国と二国間で貿易交渉をするともいわれ、これまでの脅威から未知数の脅威と形は変わろうとしています。日本国内においては、この T P P 発効の有無に関係なく、農業改革や規制緩和等が求められており、今までの概念でなく、農業も成長産業として、新しい経営モデルも加速されることでしょう。現在、日本でも、地域商社や保育介護会社が新しい展開をしています。農業ビジネスにおいては、企業が各地域の特徴を捉えて、一定期間、新規就農者の農業経営そのものを指導し、販売まで行っていく仕組みで、買取価格は、農業者の初期投資から教育期間を経て、成長軌道まで、やや高値で買い取り、育てる農業を基本としています。販売は、コストを軽減するために、ネット販売を主流にしています。出荷規格も厳しい A 級品だけでなく、B 級規格品でも買取し、企業経験を活かした、産地や品質情報、生産者の顔が見える W E B デザイン戦略で、新鮮さを P R し、小規模農家に休耕地の活用を促して、経営規模の拡大を目指しています。着目は、法人や農業団体ではなく、小回りがきく小規模新規就農者を地域商社と自治体が全面的にバックアップしているところに、これからのヒントがあると思います。保育介護ビジネスにおいては、民間企業の強みとなる管理マネジメント能力を生かし、本質のサービスを利用者に提供する顧客満足、いわゆる C S となりますけれども、顧客満足の向上や従業員教育プログラムの設定など、保育介護会社が従来型の福祉法人や業界にない手法をとり、地方で取り組みを始めているのです。超高齢化、人口減少社会の中、T P P 協定や二国間協定の有無だけでなく、国内でも様々な分野において競争が激化してきており、これから、やり方次第で伸びると思われる産業には、これから企業はどんどん進出してくることでしょう。

さて、わが阿武町はどうでしょうか。阿武町は一昨年、選ばれる町を目指すということを掲げました。実質の活動は 28 年度からですが、議員、執行部だけが内容を理解するだけでは意味がなく、阿武町の最初で最後とも言える、この阿武町版総合戦略の取り組みは、非常に重要であり、移住者を快く受け入れる態勢が自治会ごとに出てくるか、再度、住民の皆様と共に理解も深めていき、育てていかなければなりません。また、歴史は非常に大切なものですが、これまでやってきたという精神論や成功論より、これから阿武町らしくどうやるか。という方法論と実行を重要視しなくてはなりません。急激な情報化社会におけるビジネスは、熾烈な競争が始まり、地域間の競争に突入した現在では、ごく普通のことで満足していれば町だけでなく、町内の産業も衰退していくことでしょう。活性化している町には、必ず共通点があります。今は、通説となっておりますが、「よそ者、若者、ばか者」と言われる者を受け入れ、うまく吸収していることにあります。よそ者は、しがらみがなく第三者の視点で新しい感覚を持って行動が出来る。若者は、恐れを知らずこれからのために新しい行動が出来る。ばか者は、ばかという意味でなく、予想もしない新しい行動が出来る。以上この三者は、新しい行動が出来る貴重な存在です。これに住民の皆様から意見をお聞きし、阿武町らしさを加えれば、新しい展開を仕掛けていくことがきっと出来るでしょう。また、やる気ある若い職員は阿武町の宝です。時には奇想天外なこともあっていいと思います。様々な冒険をさせ、泣き笑いがあってこそ、開かれる阿武町役場庁内ではないでしょうか。首長が信頼した執行幹部が傍にいれば、幾多の冒険をさせたらいいと思います。民間では、ベンチマーキングというものがあります。同業他社に出向き、己を研磨し、自社にない取組を習得したり、営業方法や管理マネジメントなどの確認、職場環境の弊害を取り除いたり、業務効率の悪い事務処理をなくす会社間の業務研修です。本人に拘りがあっても、

それは、本人の拘りに過ぎず、一番多いのは事務職とされています。大切なものは、時間であることを忘れてはいけないということと、伸ばす部門は徹底的に伸ばさないと意味がありません。後々、後悔することが分かっているからです。担当所轄事務ばかりに追われ、本音も語れず、夢を語れない職場では、そこに単独町政の魅力はありません。また、職員の皆様も、自分がこの職場を変えてやると、一人でも多くの職員がいてくれたら、議員だけでなく、住民にも必ず伝わります。また、議員や執行部だけでなく、変わりゆく行政や環境に対応していただくために、住民の皆様に対しても、意識を変えて頂くことを促す勇気も重要です。

私は、人口と年齢構成を自分なりに砂時計に例えてみました。砂時計の上部は、阿武町の人口と年齢構成です。上から 70 代以上、60 代、50 代、40 代、30 代以下で、下に落ちていくのは、高齢などの死亡による自然減と就職の関係や魅力を感じないまま、阿武町から流出する方を意味します。出産という新しい砂を上から入れても同じ砂のままだと、人口も年齢構成も予想がつきます。これが人口問題研究所の発表した人口シミュレーションではないでしょうか。この砂時計に小石が入ってきたらどうでしょうか。下に落ちるスピードが弱まり、時には、違う流れが起こってくると思いませんか。この小石の存在こそが、先ほどに述べた「よそ者、若者、ばか者」と呼ばれる、これからの阿武町にとって、人口減少の鈍化に繋がる重要な存在になる人ではないでしょうか。もちろん、砂時計と同じように小さな砂の自然な流れは止められません。止める努力が必要です。また、砂も小石も離れることは出来ず、一緒にいなくては、説得力がありませんし、双方の理解が深まるとは言えません。つまり、来る者と迎える者同士が尊重しあえてこそ、阿武町の新しい価値が出来るのではないのでしょうか。阿武町は「小さくても個性が光る自立したまちづくり」が、テーマであり目標です。人口規模だけでな

く、住民一人一人が心から満足するまちでありたい。そして、住民の皆様の誰もが自立し、個性を持って輝いて生きてほしいという町の願いであると思います。私は、この阿武町のキャッチフレーズが議員になる前から好きです。そして、キャッチフレーズの意味を理解し、中村町長には、様々な提言をしてきました。また、議会で決定したことは応援もしてきました。しかし、町づくりの仕組み構築については、幾つかの回答があったものの実行されてない検討課題とされた案件もあります。

私はこの 3 年間において、阿武町全体の開発や手法に触れました。当町には、奈古、福賀、宇田郷がありますが、地区に偏った提言はしませんでした。すべては、町外からみて、阿武町にどう興味をもってもらおう仕組みを創るか、そういう意識で全体論、組織論、マーケティング論、世代間の考えを尊重したまちづくりに絞り、阿武町全体の視点に立った質問を三年間してきました。地区の課題や事業の進捗、住民皆様の個別案件については担当課に直接聞くことであり、この議会で述べることはしない。そう議員として決意してきました。中村町長へのこれまでの提言について、私の 4 年目となる本年は、これまでの質問に対し、検討という言葉で終わるのではなく、その後、どのように検討されたのか、なぜ実行に移せなかったか担当課長自身も真剣に考えてこられてきたのか、この議場で、詳しく問う一年にしたいという思いです。これについては首長が変わっても、継続性ある事案においては、今後も粘り強く質問していきたいと思えます。

そこで、中村町長に質問します。町長は、これまで 3 期 12 年という長きに渡り、行政運営に手腕を発揮されました。町長の 3 期目には、私も議員として議決に携わりました。特に財政規律においては、公債費の圧縮をはかり、健全指数を示す実質公債比率の低さでは、県の町村と比較しても最上位の指数であり、中村町長の強みを発揮されました。これは、今後の社会保障費の

増大や災害等の不測の事態に備えた防災対策、将来の観光資源に充てる財源の捻出等、歳入からみた義務的、投資的経費のバランスを考慮された証しであると思います。インフラ整備も阿武町各地区において、順次、実施されてきました。3 期目の施策を振り返ってみますと。奈古地区においては、道の駅阿武町のリニューアル工事、グリーンパークあぶの新設工事、人口定住対策と若者世帯の流出防止対策として、単身用を含む公営住宅や分譲宅地の開発、町道汐入野地線道路新築工事、東方筒尾線工事など実施され、福賀地区においては、イラオ山線 山頂路網整備、ため池改良工事、中村地区の災害時迂回道路工事、高齢者複合施設工事などが実施され、宇田郷地区においては、宇田郷定置網や漁業就労者対策として尾無地区の公営住宅新築工事、長浜西ヶ畑線改良工事など取り組まれてこられました。今述べた以外にも沢山あるのですが、また、県道益田阿武線道路整備工事や防災対策として、国道 191 号線の迂回道路となる木与宇田間の事業方針が決定するなど、国、県とも連携をとり、様々な施策を展開してこられました。これらは、着工し始めた事業もあり、月日がかかるとは思いますが、完成すれば住民の皆様の利便性の向上や、安全安心に繋がることと思います。

また、今後の阿武町の目玉となるソフト事業においては、課題も多く、道半ばであると思いますが、町長としてご自身の行われた施策の総点検として、3 期 12 年の取組の成果はどうであったのか。また、今後の行政運営に対する課題と対策について、ご所見があれば教えていただきたいと思います。そして最後に、住民の皆様や町長をこれまで支えられてきた職員の皆さんに対し、町長のこれまでの思いがあれば、お聞かせ願えたらと思います。

○議長 ただ今の 2 番、小田高正君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2 番、小田高正議員の、これまでの町政運営の成果と課題についての

質問にお答えをいたします。冒頭の挨拶でも申し述べましたように、3 期 12 年間つとめて参りました阿武町長としての任期も、この 4 月末をもって 3 期目が満了いたします。

私も、今回が最後の議会定例会となりますことから、挨拶の中でこれまでの実績等について多少触れさせていただきましたが、成果となりますと、客観的な数値も必要というふうに思われますので、その当たりを加味しながら、この機会に今一度この 12 年間を振り返り、今後の課題等につきましても触れてみたいと思うところであります。

私は、安全で安心な町づくりを推進していくためには、その土台となる安定した財源の確保は必要不可欠であり、健全な財政運営があつてこそ、単独町制であっても、責任を持って住民の付託に応える行政の推進が出来るものと確信しているところであります。

そのため、まずは、町の借金である地方債の残高を減らし、町の貯金である基金を増やすことに意を用いて財政基盤の強化に努め、行財政運営を進めて来たところであります。その結果は先ほども申し述べましたとおり、私が町長に就任する前の平成 17 年 3 月末に約 54 億円あつた借金は、今年の 3 月末の見込みでは 54% 減の約 25 億円まで減らすことができ、また、基金につきましては、17 年 5 月末に約 18 億円だつた基金を、昨年の 3 月末には 4 億円増の約 22 億円と増額したところでございます。

そして、「小さくても個性が光る自立した町づくり」を基本姿勢として、各種事業におきましても健全財政を堅持しつつ、町の負担の少ない有利な補助事業等を活用し、自主性と自立性を発揮しながら様々な諸施策を、堅実かつ着実に実施してきたところでございます。

また、仕事をするのは「人」であり、「職員」であります。そのため私は、町長に就任以来、職員に対しましては「緊張感」と「問題意識」をもって仕事を

するよう指導してきたところであり、また、法律を遵守し全体の奉仕者としての原理原則を堅持するよう、信念を持って職員の資質の向上に努め、各種事業を行う際にも「目的」と「手段」をはき違えることのないよう、費用対効果を踏まえた事業実施にも努めるよう指導してきたところでございます。

そして、職員数におきましても財源の確保の目処が立ったことにより、数年前から計画的に採用試験を実施する中で、人材の確保と年齢構成の偏りの解消に努め、住民の付託に十分に答えられるよう職員数も現在は 60 人を確保し、これに教育委員会の県の派遣主事の 2 人を含めると実質的な職員数は 62 人となるところであり、加えて地域おこし協力隊の確保にも積極的に努めてきたところであります。

また、健全財政における安定した財源の確保、人材の育成のほかに、尽力して参りましたのが「道の駅阿武町」の再生であります。ご案内のとおり、平成 27 年 9 月から 28 年 10 月にかけて中国地方「道の駅」めぐり全駅制覇者が選んだ中国地方「おすすめ道の駅」ランキングで、「道の駅阿武町」が「北浦街道豊北」に次いで第 2 位に選ばれたことは、道の駅阿武町は元より、阿武町にとりましても大変栄誉なことであり、町のイメージアップにつながったというふうに確信しております。

特に、道の駅の施設及び運営の見直しのため、平成 20 年 6 月に町内外の関係者らで組織する「道の駅再生ビジョン・施設整備計画策定委員会」を発足し、その委員会の報告書を基に平成 22 年 5 月に「株式会社あぶクリエイション」を設立し、町の指定管理者として道の駅阿武町の管理運営を行って参りましたが、その当時、道の駅阿武町は、他の道の駅と比べて魅力に欠けたこと等によりまして経営は低迷し、毎年度赤字を繰り返す中で、平成 26 年 4 月にリニューアルオープンいたしました。単年度の経常利益の黒字化には至らず、経営方針等の見直しを余儀なくされてきたところでございます。

そのため、鮮魚部門の流通・品揃え改革等の経営マネジメントの徹底した見直しを行った結果、「安い、新鮮、多量」の鮮魚部門が大きな関心と評判を呼び、昨年度から単年度の経営収支が黒字に転換し、そして今年度はこれまでの最高の売り上げでありました前年度をすでに 2 月末で上回る過去最高の売り上げとなりましたことは、株式会社あぶクリエイションの代表取締役として、また阿武町長として、これまで為し得なかった大きな責任を果たすことが出来たものと、実感しているところでございます。

また、阿武町が抱えております最重要課題は、人口の減少であります。そのため、あらゆる諸施策を展開する中で、これまで人口定住対策をはじめ魅力ある町づくりの創造に尽力してまいりましたが、その結果、ご案内のとおり、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる「社人研」の推計による 2015 年（平成 27 年）10 月 1 日の阿武町の人口は 3,333 人に対して、昨年 10 月に発表された平成 27 年 10 月 1 日の国勢調査の確定値における阿武町の人口は 3,463 人で、社人研の推計と国勢調査の差は 130 人多い結果となり、これを一年に換算すると 26 人もの人口減少の軽減が図られているということになる訳であります。

特に、従来は町への転入者に対する転出者が上回る「社会減」の傾向が続いておりましたが、平成 21 年には社会増が 15 人を記録し、それ以降も社会増減の差が小さくなっている傾向にあり、人口減少の軽減につながっていることは、当町が取り組んで来た空き家バンク事業をはじめ、住宅整備事業、分譲宅地造成事業等の各種定住対策事業や中学生以下の医療費の無料化や公園整備など、様々な町の魅力づくりの各種事業を、積極的に行って来た成果であると思っておるところでございます。そして、平成 19 年度から手がけております空き家バンクの実績につきましては、今日まで 83 件 231 人の転入があり、定着率としては件数で 69%、人数では 72% で、現在までに 58 件、166 人の定住者の実績があるところでございます。

次に、政策的な観点から、これまでの取り組みについて説明を申し上げますと、先ず、産業対策における農業政策につきましては、農道や地下かんがいシステム事業等の生産基盤の整備をはじめ、新規就農等による人材の確保や後継者の育成、農地の構造改革や法人化の推進、保全対策事業のほか、生活環境の整備、県営ため池 6 カ所の改修や用水路の整備、西台草地等の畜産基盤の再編整備や、有害鳥獣の駆除、そして農福連携の推進など、地域農業の持続的な発展に意を用いて、様々な農業振興の取り組みを実施をして参りました。

特に、担い手の農地利用集積状況につきましては、現在、7 つの農事組合法人と 1 つの特定営農団体、そして、10 人の認定農業者や人農地プランにおける中心経営体等があり、現在、本町における農地面積 789 ヘクタールの内、51% の 405 ヘクタールの農地が集積され、足腰の強い営農活動が実施されているところでもあります。

また、林業につきましては、森林経営計画による町有林造林事業のほか、福賀地区のシンボルでもありますイラオ山の路網及び山頂付近の整備等を実施して参りました。

そして、水産業につきましては、つくり育てる漁業を推進し、稚貝、稚魚の放流事業をはじめ、地域の間伐材を活用した間伐材漁礁の設置や藻場の造成など、水産資源や価格の増大を図り、水産物の安定供給、漁家経営の安定化等を図る中で、特に、道の駅とのタイアップにより、朝どれの鮮魚を目玉商品とした地域産業の振興に尽力して来たところであり、今後とも定置網漁の安定化に期待を寄せているところでもあります。

そのほかの産業対策といたしましては、道の駅のリニューアルオープンをはじめ、起業化支援事業、特産品開発支援事業の実績があり、また地域おこし協力隊の受け入れ等も積極的に行ってきたところでございます。

次に、暮らしの対策であります。高齢者福祉複合施設「ひだまりの里」の

開所、障害者地域活動支援センターの建設、子育て支援センターの増改築をはじめ、25年7月の豪雨災害の教訓を活かした地域見守りネットワークの構築やねりんピック俳句交流大会の開催のほか、子ども医療費の無料化、みどり保育園の外国青年招致など、安心な各種福祉事業や魅力ある保健事業にも対応してきたところでございます。

また、生活環境対策では、町道汐入野地線や長浜西ヶ畑線等の道路改良をはじめ、防災行政無線のデジタル化改修、住宅の耐震化やリフォーム工事への助成、地方バス路線の維持対策、コミュニティワゴンの運行のほか、消防自動車の整備、各地区消防器庫の新築・改築、防災拠点としての役場本庁の耐震改修など、住民の安全・安心に幅広く努めて参ってきたところでございます。

次に、定住促進対策であります。町営住宅につきましては、岡田橋に17戸、宇田中央に2戸、そして尾無に2戸の建設をはじめ、美咲や柳橋の分譲宅地の整備、定住奨励金の拡充や、グリーンパークあぶの整備、インターネットの高速化支援や、ふるさと阿武町会設立等のサポート町民の組織化、高校生の人材育成海外研修、定住アドバイザーの設置、そして、「まち・ひと・しごと」創生における選ばれる町づくりなど、新たなソフト事業にも取り組む中で、あらゆる角度から町の魅力づくりに努めてきたところでございます。

最後に、社会教育・学校教育の推進対策につきましては、阿武中学校の大規模改修、福賀小学校屋内運動場の耐震改修、阿武小学校の改築・開校、懸案であった中学校の統合や、各学校への太陽光発電施設の設置のほか、質の高いコンサートや講演会をはじめとした文化ホールでの各種事業、町の資源を紹介する阿武町歴史秘話発見講座や、山口国体における障害者ソフトボールの開催や我がまちスポーツの推進など、教育・スポーツ・文化の発展にも尽力をしてきたところでございますが、そのほかにも、住民参画の対策として、長年続いた駐在員制度から、自助・共助・公助を基本とした住民主役の新たな町づくりを

推進するため、55あった集落を43集落に再編し、自治会制度をスタートさせ、町政への協力活動と自治会が主体的に行う各種活動に対する交付金を交付する町と自治会の新たな協働のしくみ作りなどを、積極的に行って来たところでございます。

以上、簡単ではありますが、町長として12年間つとめて来た中で、各項目の課題等に対する政策の一端を申し述べさせていただきましたが、このほかにも1期目には町制施行50周年記念式典を、3期目には町制施行60周年記念の式典をそれぞれ挙行することができ、阿武町の歴史の中で大きな節目となる時期に、主催者として2回も立ち会えたことは幸せであったと、当時を振り返りながら実感をしているところでございます。

また、先ほども少し触れましたが、首都圏と関西・東海地域においてふるさと阿武町会の設立に関わることができまして、私の大きな喜びであり、また安心をしたところでございます。私は、「小さくても個性が光る自立した町づくり」を基本姿勢として、安全で安心な町づくりをはじめ、身の丈に合った行政の推進に尽力して参りましたが、2年前の平成27年には、町長に就任して以来、10年間の成果に立脚した中で、新たな町づくりを行う指針となる「第6次阿武町総合計画」を策定したところでありますが、全国的にも人口減少社会が進行し、経済においてもデフレ脱却がなかなか達成されない中で、地球温暖化による異常気象やこれによる自然災害の多発、更には、過疎化、少子高齢化の一層の進行、国際化や情報化の進展など、社会情勢が著しく変化する中で、価値観の多様化や自然志向など、個人の豊かさの尺度も大きく変化して参りました。

特に、地方における若者の定住対策、子育て支援対策、雇用の場の確保、高齢者福祉対策や介護支援対策の充実など、「地方創生」に向けた各種課題への対応、また、明日を担う学校教育、生涯学習への取り組み、更には地域の歴史的、人的資源を活かした文化の創出など、喫緊に取り組むべき課題に対応するため

には、新たな視点に立って、町民憲章で定める町の将来像である「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』」の創出のため、各種諸施策の展開を引き続き積極的に図って行く必要があると考えております。

私は、先ほども申し述べましたように、これまでも政策的な課題に対応すべく各種諸施策を積極的に展開して来たところではありますが、各種課題に対する今後の取り組みといたしましては、先ず、定住対策につきましては、柳橋分譲宅地の造成整備を図りながら定住を促進し、高齢者福祉対策につきましては、福賀地区に高齢者福祉複合施設を建設することで超高齢社会に対応する一助とし、地域の歴史的、人的資源を活かした文化の創出のためには、町民センターに計画しております図書館の整備にあわせて、阿武町の有形無形の貴重な文化財・歴史的資産を活かし、これを一堂に展示することで、町民が歴史ある町としての誇りを持つと共に、町の文化向上のための資料室を整備するための道筋を立てたところでもあります。

そして、今後の行政運営につきましては、不断の行財政改革を継続・実行して行くと共に、職員一人ひとりが常に危機意識と改革意識、更にはコスト意識を持ちながらメリハリのある対応をしていく中で、情報化に対応する住民情報システムにおけるクラウドの推進など、将来を見据えた、新たな視点に立った政策が、今後、更に求められてくるものというふうに思っているところでございます。

また、世界的には、第 4 次産業改革と言われる人工知能の発達、情報通信の高速化が待ったなしで進む中で、大小様々なモノがネットワークでつながり、リアルタイムで情報の受発信をする I O T とされるモノのインターネット化が進み、人工知能の A I を活用しながら最適化することで、従来とは別次元の効率化により、物価や働き方が変わり、時間の使い方が変わり、行動の範囲が広がって行くなど、産業構造が劇的に変わっていくことが予測されております。

そして、今後、最大限の効果を上げて行くためには、企業や国の垣根を越えたつながり、都市部や地方という概念を超えたつながりなどが重要となり、この改革によって、少子高齢化に伴う労働人口の急激な減少や、地球の資源やエネルギー問題といったグローバルな課題の解決を図ることも期待がされておるところでございます。

その一方で、「田園回帰」という言葉を最近よく耳にするようになって参りましたが、近年、都市に住む若者を中心とした農村の魅力の再発見が進み、農業・農村の価値が再認識され、大都会に住む若者たちが積極的に「田舎」といわれる地方に向かい始める流れが生まれようとしてきているところでございます。

これは、人間が自然と共生しつつ、人と人とのぬくもりのあるつながりの中で、生きる豊かさを求める願望の表れであるとも考えられ、正に、「回帰」という言葉がそれを物語っているのではないかと思います。

しかし、口でいうほど人口政策の実現は容易なものではなく、長期的・継続的な取り組みが必要であります。今まさに、阿武町におきましては阿武町版総合戦略により、「選ばれる町をつくる」を旗印に新たな取り組みを推進をしているところでございます。

また、ご案内のとおり、明後日 3 月 5 日には、田嶋陽子氏を招いての講演会を開催いたします。これからの町づくりにおいて、男女共同参画プランの推進による男女の区別のない個人を尊重する社会、そして女性の活躍できる社会の実現が、大変重要な鍵ではないかと認識しております。今回の講演会を機会に、女性が輝く協働の町づくりの実現に少しでも近づきたいと思っているところでございます。

最後に、町長としてのこれまでの思いがあればというご質問でございますが、職員はもとより、住民のみなさんに対しましては、現在の心境といたしましては「感謝」あるのみであります。

また、行政の第一の使命は、住民の生命と財産を守ることであり、各地で自然災害が猛威をふるう事が多くなった昨今にあつて、なお一層の防災対策や災害に強い安全で安心な町づくりに努めることが、求められて来るのではないかと感じております。

そして、最後にこれまで私が取り組んでまいりました町づくりの成果として、阿武町に住んでみたいという方がこれからも一人でも増えるとともに、住民の皆さんに、阿武町に住んでいて良かったとっていただければ、これにすぐる喜びはないというふうに思っているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問がありますか。

(2 番 小田高正議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。2 番。

○2 番 小田高正 今までの 12 年間なかなかここで全部言い尽くせないと思いますけども、今日ご臨席いただいている傍聴されている皆様におかれましてはですね、いままでやってこられたことのメッセージを町長の言葉で聞くことができたんだろうと思います。それが私の今回の質問であつてですね、伝わるべきものが伝わったんじゃないかなと思います。

私からですけれども、道の駅の話を知ろうと思ったんですけど、道の駅の話も今していただきました。新鮮活魚の朝の販売ですね。そういったものもお話しされましたけれども、私も一般質問、初めの頃でしたと思うんですけども、観光と周辺整備、目玉焼きを例えて言ったと思うんですけども、道の駅が黄身の部分だったら、周辺整備は白味の部分ですよと、で、そういうこれから経済課との絡みになるかもしれませんけども、今の道の駅のリニューアルそして道の駅本体の、まず充実をめざすよと、あのとき町長は言われました。これからその周辺整備において、今からどういう展開があるかというものをこれから聞

きたかったんですけども、それが継続事業であったりすれば別に問題ないんですけども、その辺について、観光と周辺整備、それからまだ言ったのは、漁師の舟を活かした観光的なものが出来ないか、フィッシングパークもそうですけども、そういった道の駅から、今度は新しくどんだん次々の展開、で次の展開をすることによって興味を持って、また道の駅で買い物をしてもらう、というような質問をしましたがけれども、それについて町長は今後どうあるべきか、教えていただけたらというふうに思いますけれども。何かご所見があればお願いします。

○議長 町長。

○町長 小田高正議員の当時の質問また答弁、詳細に覚えているわけでは無いわけではありますが、今の質問で大体状況は分かったわけではありますが、私の気持ちは当時も今も全く変わっておりません。まず、その本体である道の駅の運営をしっかりしていかななくては、周辺整備という話にはならないわけでありますから、まずそこから始める、それが基本であると言うことで、あぶクリエイション組織をまず立ち上げて、当時はそれぞれで別々に運営されておりました。建物もバラバラでありましたから、その辺で一体性がないというのが大きな問題を抱えておりましたし、それを克服すべきまず組織の立ち上げをし、そして新たな施設の整備をしてきたわけであります。

そうしますと、次の段階は、今軌道に乗りまして、経営も安定してきまして、経営を運営する中で黒字化も、常態化出来るような状況になってまいりましたので、次は周辺整備ということになる訳ではありますが、なかなかハード事業を絡めた中で周辺整備をいかにしていくかというのは大変難しい問題があります。そこで、私も、いま新たな漁港、埋め立て地を、あの広大な敷地をどうしていくかというのが、大きな当面の問題であるわけではありますが、そうした中で他の地方公共団体の事例を見てみますと、なかなか行政がいろんな構想を持った

中で民間に投げかけても成功した例が少ない、そういった状況が日本全国各地でもありますし、山口県内でもそういう事例があるわけでありまして。

そこで、今、山口銀行が国の地方創生にあわせて山口銀行として、地方創生を取り組んでおられます。そうした中で昨年の 11 月に山口銀行とフィナンシャルグループ、そして町と包括的な協定を結んだところでございますが、これはそれぞれの自治体につきまして、県内で半分くらいがもう協定を結んでいるわけでございますが、その中で具体的に阿武町は、道の駅の周辺整備をというわけで、お話をいたしまして、先ほども冒頭あいさつを申し上げましたが、来年度の当初予算にそのことを予算計上し委託料を計上しているとそういった状況でございますので、来年度以降取組が進んでいくというふうに認識をしております。以上です。

○議長 2 番、再々質問がありますか。

(2 番 小田高正議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。

○2 番 小田高正 はい、ありがとうございました。最後にですね、これは町長じゃないかもしれませんが、最後の方で仕事は最後は人なんだよと、町長はいま言われました。それで、総務課長でも良いですけども、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけども、住民の声をまっすぐそのまま届けると、住民課、それから民生課、非常にあいさつが気持ちいいね、と最近住民の皆様から声を聴きます。

一方では言っても知らん顔をしちよると、言う声も聴きます。この辺をすっきりですね、それが出来ないような職員であれば、基本的に阿武町を愛していない、て言うくらいのメッセージを思いっきり執行幹部の方が、町長が替わっても替わらなくてもその辺はですね、やっぱり徹底してもらいたいし、パソコンと睨め相っこするような態度をするのであれば、これはもう全然地方創生に

もならないと思うんです。だから、基本的には住民の方がパッとロビーに入ったら、誰が来たかなとかと思って、足が悪い方やったら寄り添うとか、パッと見て必ずあいさつを徹底してもらいたい、というのが地方創生の入り口だと思います。

先ほど町長が言われた、仕事は人なりということと、共通すると思いますのでこの辺については、どちらが答えられてもいいと思うんですけれども、町民と是非約束の言葉を頂けませんでしょうか。お願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 今の質問にお答えします。総務課長の中野と申します。阿武町役場も本来は40年経っておりますが、リニューアル耐震化の改築を行いまして大変明るくなりました。この件につきましては、住民の方も役場に来やすくなったということで大変喜んでいただいております。

民生課、そして住民課についてもですね、あいさつを励行するようと言うことで指導はしておりますが、一方ですね、あいさつをしすぎるとですね、入ってびっくりして一斉に見られるとですね、かえって役場に入りにくいという方もおられたりしてですね、この辺は、一斉におはようございます、こんにちはと言うあいさつをですね、一斉にするのはどうかなという議論もあったりしてですね、この辺はやっぱり臨機応変にやっていきたいなど、また指導もしていきたいなというふうに思っておりますし、担当課もそのように対応しているというふうに思っております。

また、特に田舎におきましては、あいさつはですねコミュニケーションの基本でありますので、今議員が言われましたようにですね、今後とも、新しい職員が入った場合も、また現職の職員が居る場合もですね引き続きまた指導等はですね、していきたいというふうに思っておりますので、また何か気づきがあればですね、遠慮無くおっしゃっていただいて、こちらの方もですねそれに対

応するように務めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長 これを以て 2 番、小田高正君の一般質問を終わります。以上で今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 11 時 15 分

再 開 11 時 24 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議案第 1 号から日程第 19 議案第 16 号

○議長 日程第 4、議案第 1 号から、日程第 19、議案第 16 号までを一括議題とします。

○議長 先ず、議案第 1 号、阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 1 号、阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。本案件につきましては、マイナンバーによる特定個人情報の利用を促進するため、個人情報保護法の改正により、番号法(第 19 条第 8 号)が新たに規定され、事務の追加やマイナンバーの独自利用の事務についても、情報提供ネットワークを用いた情報連携が可能となり、その事務について、特定個人情報の照会・提供を行うため、所要の条例改正を行うものであります。

具体的な事務につきましては 3 点ほど申し上げますと、一つ目が、既にマイナンバーを利用事務とされている低所得者向け公営住宅の管理に加えて、中所得者向けの特定優良賃貸住宅の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。というものであります。二つ目が、地方公共団体が条例により独自にマイナン

バーを利用する場合において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするものであります。そして三番目として、地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う等々の改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは議案第 2 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。本案件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。それでは、7 ページからの新旧対照表でご説明いたします。

まず、7 ページから 8 ページは、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規程の改正内容時準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規程の改正を行うもので、育児・介護のための早出・遅出勤務等の対象となるこの範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものと、深夜勤務及び、超過勤務の制限を規定するものであります。9 ページからは、職員の申出に基づき現在、3 月の介護休業取得可能期間を、通算して 6 月を超えない範囲で、3 つの期間に分割して取得できることとするものであります。

また、10 ページの第 16 条の 2 につきましては、介護休業とは別に、介護時間について定めるもので、連続する 3 年の期間内に置いて介護のため 1 日について、2 時間の範囲内で勤務しないことができることとするなどの制度改正を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 3 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。本案件につきましては、第 2 号議案と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条例の改正で、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規程の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規程の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しを行うもので、新たに特別養子縁組の監護期間中の子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした養子縁組里親に委託されている子等を加えるものであります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 4 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。経済課長。

○**経済課長** 議案書 17 ページをお願いいたします。議案第 4 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の一部改正につきましては、昨年 3 月の阿武町議会第 1 回定例会において、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに任命する農地利用最適化推進委員の報酬につきまして月額 7,000 円としてご議決いただいておりますが、新年度より県内の 11 の市町が新制度に移行することに伴い、この報酬の額につきまして確認しましたところ、農地利用最適化推進委員の報酬は農業委員の報酬の 86 パーセントから 100 パーセントに設定されておりますので、阿武町の委員の報酬額についてもこれを参考とし、一部改正をお願いするものであります。

18 ページの新旧対照表にてご説明いたします。農地利用最適化推進委員の報酬を月額 7,000 円を、年額 18 万円に改正するものであります。参考までに阿武町の農業委員の報酬は、年額 21 万円と推進委員の報酬額は 86 パーセントとなったところです。なお、施行期日は平成 29 年 4 月 1 日とするものです。以上で説明

を終わります。

○議長 次に、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 19ページをお願いいたします。議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。本案件につきましては、特別職の報酬の水準が、県内他市町に比較して低かったことから、他市町の例にならい、特別職の期末手当について調整を行ってまいりましたが、現在は、他市町との均衡も図られてきていることから、今回、所要の改正を行うものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 21ページをお願いいたします。議案第 6 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。今回の改正内容は、一部新たな内容もありますが、主には昨年国会で可決成立しました、消費税10パーセントへの引き上げ時期変更に関する法律の交付施行に伴い、昨年12月議会で可決いただきました、阿武町税条例等の一部改正条例についての施行前における一部改正であります。

議案の資料ページにつきましては、改め文につきましては21ページから第 1 条、そして第 2 条、第 2 条が今申し上げました、阿武町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この第 2 条の改正が最後の27ページまで続き最後に改正全体の附則でございます。次に、28ページから29ページが説明資料、30ページから32ページが説明資料の別紙、そして33ページから55ページは新旧対照表、また、56ページから77ページですが、新旧対照表の補足資料としての比較表その 1、その 2 となっています。

それでは、内容につきまして28ページ、29ページの説明資料により説明いた

します。28ページをお願いいたします。今回の改正は、今申しあげましたように大きく第 1 条と第 2 条がございます。まず第 1 条による改正ですが、まず 36 条の 2 の改正で、これは町民税の申告に係るもので法律改正にあわせた改正です。内容については、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）いわゆる NPO 法の一部を改正する法律が公布され、これにより仮認定特定非営利活動法人が特例認定特定営利活動法人に名称変更されたことに伴う規定整備で、これは法律改正に併せ単純に呼称を変更するものであります。

次に、附則第 7 条の 3 の 2 の改正、附則の改正であります。これも法律改正に併せた改正で、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長で、現在行われております個人住民税における住宅ローン減税措置について、地方税法にありますその適用期限平成 31 年 6 月 30 日が、消費税率 10 パーセント引き上げ時期変更により、平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年半延長されたことに伴う、規定整備であります。

次に第 2 条による改正です。これは昨年 12 月にご議決いただきました、阿武町税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年阿武町条例第 26 号）についての一部改正であります。改正理由につきましては、いずれも消費税率 10 パーセント引き上げ時期の変更に伴うもの、すなわち社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）及び関係政令が公布されたことに伴う阿武町税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年阿武町条例第 26 号）の一部改正であります。内容につきましては、法人住民税法人税割りの税率引き下げ及び軽自動車税における環境性能割りの導入に係る改正規定の施行時期を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日へと変更する等の所要規定の変更であります。なお、各条文の指し示す内容につきましては、12 月議会でご説明した内容と同一でありますので、ここでの説明は主に改正条文の流れ

についてご説明いたします。

説明資料の 29 ページをお願いいたします。29 ページは第 2 条による改正の内容についての説明であります。まず第 1 条は昨年可決いただきました税条例改正の第 1 条であります。この中の第 1 条中、第 18 条の 3 から附則第 15 条の 6 までを削除する改正規定です。条文毎の内容は、別紙に記載しております。これは、消費税率 10 パーセントへの引き上げ時期変更に伴い、平成 29 年 4 月 1 日において施行が不要となることにつき条文を削除する改正規定であります。

次に第 1 条中附則第 16 条であります。これは軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長について消費税率引き上げ時期とは関係なく、平成 29 年 4 月 1 日に施行するための規定を明確にするための規定であります。次に、同第 1 条の 2 であります。これは昨年 12 月にはありませんでしたが、今回新設規定であります。消費税率 10 パーセントへの引き上げ時期である平成 31 年 10 月 1 日から実施する内容を新たに規定するものであります。内容につきましては、第 1 条で削除した内容と同一であり、第 1 条で削除した規定をそのままここに規定するものであります。次の第 1 条の 2 中附則第 16 条は、同平成 31 年 10 月 1 日より軽自動車税についてこれが種別割りとなることによる規定を整備するものであります。次の第 2 条、第 3 条には変更がありません。

次に附則の改正です。附則の第 1 条は消費税率 10 パーセント引き上げ時期にあわせ、第 1 条の 2 以下関係条文の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とする規定の追加です。附則第 2 条以下はそれぞれ必要な経過措置に関する規程整備であります。説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 78 ページをお願いします。議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。本案件は平成 28 年度施工の岡田橋団

地の B 棟 1 棟 2 戸を 4 月 1 日供用開始することに伴う条例の一部改正をお願いするものです。79 ページの新旧対照表で説明します。位置、建設年度、構造は変更ありませんが、戸数 2 を 4 にするものです。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日からです。以上です。

○議長 次に、議案第 8 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 80 ページをお願いします。次に議案第 8 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について、説明いたします。本案件は平成 28 年度施工の尾無団地 2 棟 2 戸を 4 月 1 日供用開始することに伴い、阿武町一般住宅条例に住宅の名称、所在地、家賃を明示するため条例の一部改正をお願いするものです。81 ページの新旧対照表で説明いたします。まず、別表第 1 の名称ですが、尾無 1 号住宅及び尾無 2 号住宅を加え、位置も大字惣郷 35 番地をそれぞれ加えるものです。

次に、別表第 2 の名称ですが、こちらにも尾無 1 号住宅及び尾無 2 号住宅を加え、家賃も月額 25,000 円をそれぞれ加えるものです。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日からです。以上です。

○議長 次に、議案第 9 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 82 ページをお願いいたします。議案第 9 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について、説明いたします。本案件は議案第 8 号で説明しました、尾無団地の供用開始に伴い、別表 6 の一般住宅用地駐車場使用料の一部改正をお願いするものです。次のページの 83 ページの新旧対照表で説明いたします。対象団地名、尾無団地、所在地、大字惣郷 335 番地 2、使用料、1,000 円を加えるものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からです。以上です。

○議長 次に、議案第 10 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例につい

て、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 84 ページです。議案第 10 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明します。これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月から実施しております、所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の軽減措置を消費税増税延期に伴う国の決定により、平成 29 年度も引き続き行うための条例改正です。85 ページの新旧対照表にありますように、現行の第 1 段階の方への第 1 号保険料軽減の期間を平成 28 年度までとありますのを、平成 29 年度までに改めるものです。なおこの条例は、公布の日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第 11 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案第 11 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。これは、介護保険法施行規則の改正により、センター職員である主任介護支援専門員が継続的に知識技術等の向上に務め更なる資質向上を図るため、更新制を導入し更新時における研修を新たに創設することとした制度改正に伴う条例改正です。それでは新旧対照表で説明しますので 88 ページをお願いいたします。第 3 条、人員配置基準の改正ですが、今回の制度改正により従来の介護支援専門員研修が介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定され、同項第 2 号に主任介護支援専門員更新研修が新たに規定されたことに伴い、条例の標記を改正するものです。この改正により主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修の終了後 5 年毎に主任介護支援専門員更新研修の受講が必要となりますが、平成 25 年度までに、主任介護支援専門員研

修を修了し主任介護支援専門員となった者についての更新研修の受講時期については、経過措置が設けられていますので附則によりこの改正部分の読み替えをすることとしております。87ページにあります表のとおり、平成23年度までに修了した者は、平成31年3月31までに、平成24年度及び平成25年度に修了した者は、平成32年3月31日までに更新研修を終了すれば良いこととなります。なおこの条例は公布の日から施行することとなります。以上です。

○**議長** 次に、議案第12号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○**民生課長** 議案書89ページでございます。議案第12号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、説明します。今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び関係法令の規程に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、新たに地域密着型サービスとして、地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、地域密着型サービスの基準に、新たに地域密着型通所介護や療養通所介護に関する規程を追加するための規定を追加するための条例の一部改正で、条例の目次及び本則に新たに第10章として、地域密着型通所介護の章を追加するものです。法改正により利用定員18人以下の通所介護事業所については、地域密着型通所介護事業所となり、地域密着型通所介護の指定基準は、厚生労働省令に基づき市町村が条例で定めることとなっており、89ページの第205条基本方針から、103ページの第241条準用まで、37箇条の追加であります。いずれも厚生労働省令に準拠したものであり、従前から登載してある認知症

対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護の章と同様に地域密着型通所介護サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定めたものでありますので、逐条での説明は割愛させていただきます。なお、この条例は公布の日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第13号、町道路線の変更について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 134ページをお願いします。議案第13号、町道路線の変更について、説明いたします。本案件は、奈古地区野柳から、水ヶ迫を經由し大里を結ぶ町道柳尾汐入線について、路線の追加、また奈古地区美咲から、水ヶ迫を經由し、萩市七重方面を結ぶ、町道水ヶ迫七重線は、路線の一部廃止について変更議決をお願いするものです。それでは、139ページ140ページの位置図で説明します。まず、139ページの町道柳尾汐入線についてですが、青色の認定済路線延長876.1メートルに赤色のの実線で着色しております124.3メートルと180.7メートルを追加し、路線延長を1181.1メートルとするものです。新たに追加する道路は、県道高佐下阿武線から町道畠田柳尾線までの取付道と、平成26年度に完成しました、町道柳尾汐入線のバイパス部分です。県道から町道までの取付道につきましては、県も本線でないため草刈りなどの維持管理をしていない常態であり、実質町が管理している状況です。このため今回追加の変更をお願いをするものです。

つづきまして、140ページの町道水ヶ迫七重線についてご説明します。この町道水ヶ迫七重線についてですが、緑色と青色を足した認定済路線、延長698.7メートルから緑色で着色しております延長174.7メートルを廃止し、路線延長を524メートルとするものです。廃止する道路は、平成18年6月議会で変更しました、町道汐入野地線に既に加えており重複しているため、今回重複部分の廃止の変更をお願いするものです。以上です。

○議長 次に、議案第 14 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 136 ページをお願いします。議案第 14 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例について、説明いたします。阿武町道路条例の一部を改正する条例につきましては、議案第 13 号で説明いたしました路線について、道路条例中、柳尾汐入線及び水ヶ迫七重線の実延長、起点等の変更について改正をお願いするものです。以上です。

○議長 次に、議案第 15 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 141 ページをお願いいたします。議案第 15 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、ご説明いたします。本案件につきましては、構成団体の脱退及び加入による規約の改正と、行政不服審査会の招集に係る規約の改正に伴い、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、142 ページからの新旧対照表をご覧ください。まず、山口県行政不服審査会の招集については、同審査会の会長が行うこととなっておりますが、これまで会長が選任されるまでの間の招集を行うものの規定がなかったため、委員選任後最初に開かれる会議を管理者が招集する規定を新たに追加するものであります。別表第 1 につきましては、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合の解散の解散に伴い、市町総合組合を組織する地方公共団体から同組合を削除するものであります。

次に、別表 2 についても、解散した養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合を削り、規約第 3 条第 6 号の非常勤職員公務災害補償等事

務を共同処理する団体に、岩国市、岩国地区消防組合を新たに加えるものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 16 号、山口県市町総合事務組合の財産処分について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 145 ページをお願いします。議案第 16 号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてを、ご説明いたします。本案件は、養護老人ホーム長生園及び豊浦・大津環境浄化組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を、地方自治法の規定により、関係地方自治体と協議のうえ定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、山口県市町総合事務組合から離脱する養護老人ホーム長生園及び豊浦・大津環境浄化組合に帰属させる財産は、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に、山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則に規定する額を加算した額との差額とするものであります。以上で説明を終わります。

日程第 20 諮問第 1 号

○議長 日程第 20、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 146 ページでございます。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明します。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村の議会の意見を聞いて市町村長の推薦した者を法務大臣が委嘱することになっています。現在移植を受けている阿武町の委員は参考括弧 1 に記載している 3 人の方々です。委員の任期は 3 年でこの内、長嶺

良二委員が本年 6 月 30 日を以て任期満了となるので、今回新たな委員の候補者として、長嶋司氏、生年月日は昭和 26 年 5 月 6 日、住所、阿武町大字福田下 622 番地 2 を推薦することで、議会の意見を伺うものです。なお、同氏の履歴書をお配りしていますので参考にさせていただきたいと思います。また、参考の括弧 2 は、人権擁護委員法の抜粋を記載しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて昼食のため休憩いたします。午後 1 時から再開します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 12 時 58 分

○議長 昼食のための休憩を閉じて会議を続行します。

日程第 21 議案第 17 号から日程第 27 議案第 23 号

○議長 それでは、日程第 21、議案第 17 号から、日程第 27、議案第 23 号までを一括議題とします。

○議長 先ず、議案第 17 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案書の 147 ページをお願いいたします。議案第 17 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）についてご説明をいたします。今回の補正額は、6,467 万 4,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、31 億 3,391 万 9,000 円とするものです。なお、歳入歳出予算補正及び繰越明許費並びに債務負担行為補正につきましては、別冊補正予算書の第 1 表及び第 2 表並びに第 3 表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。17 ページ、2 款総務費から、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明を行う。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、固定資産評価費について説明を行う。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、海区漁業調整委員補欠選挙費、指定統計調査費について説明を行う。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金等給付事業費、臨時福祉給付金等給付事務費、臨時福祉給付金給付事業費、児童福祉総務、保育所運営費、児童クラブ費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明を行う。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業委員会費、農業政策費、畜産業費について説明を行う。)

○議長 続いて、施設課長

(施設課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費、農地耕作条件改善事業費について説明を行う。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、林野管理費、水産業政策費について説明を行う。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明を行う。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、道の駅産業振興費について説明を行う。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費について説明を行う。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費について説明を行う。)

○議長 続いて、教育員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費、教育振興費、給食センター費、学校管理費、教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費、保健体育総務費について説明を行う。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、28 災農地災害復旧事業費、28 災農業用施設災害復旧事業費、28 災公共土木施設災害復旧事業費について説明を行う。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、諸支出金について説明を行う。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。

7 ページ、1 款、町税から 総務課長。

(総務課長、歳入、繰越明許、債務負担行為の説明を行う。)

○議長 次に、議案第 18 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それでは、議案書の 148 ページをお願いします。議案第 18 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)について説明します。今回の補正は予算の総額に 4,884 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 2,814 万 4,000 円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 14時00分

再 開 14時09分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 次に、議案第19号、平成28年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の149ページでございます。議案第19号、平成28年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算（第3回）について、説明します。今回の補正は、予算の総額から77万4,000円を減額し、予算の総額を6,749万2,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第20号、平成28年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書150ページでございます。議案第20号、平成28年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から510万4,000円を減額し、予算の総額を7,518万9,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第21号、平成28年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書151ページです。議案第21号、平成28年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について説明いたします。今回の補正は、予算の総額から3,075万円を減額し、予算の総額を6億5,082万円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 22 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 152 ページをお願いします。議案第 22 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)について説明いたします。今回の補正は、予算総額に 29 万円を追加し、予算総額を 6,228 万 9,000 円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 23 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 153 ページをお願いいたします。議案第 23 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明いたします。今回の補正は、予算総額から 100 万円を減額し、予算総額を 6,040 万 8,000 円とするものです。また、一部翌年度に繰越することについてお願いするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

日程第 28 議案第 24 号から日程第 35 議案第 31 号

○議長 日程第 28、議案第 24 号から、日程第 35、議案第 31 号までを一括議題とします。

○議長 先ず、議案第 24 号、平成 29 年度阿武町一般会計予算について、執行部の説明を求めます。総務課長

○総務課長 それでは議案書の 154 ページをお願いいたします。議案第 24 号、平成 29 年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。まず、第 1 条は、平成 29 年度阿武町一般会計予算の総額を 23 億 5,900 万円と定めるものです。また、第 2 項は歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊予算書の第 1 表歳入歳出予算のとおりとするものです。また第 2 条は地方債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第 2 表地方債のとおりであ

ります。第 3 条は、一時借入金の最高限度額を 5 億円と定めるものであります。また、第 4 条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費についてのみ、同一款内での流用ができる旨を定めるものです。以上です。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。 43 ページ、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、交通安全対策費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、阿武町長選挙費、海区漁業調整委員選挙費、参議院議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農地耕作条件改善事業費、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、林野管理費、林業センター費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて 5 分間休憩いたします。

休 憩 15時00分

再 開 15時07分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小) 学校管理費、(小) 教育振興費、(小) 給食センター費、(中) 学校管理費、(中) 教育振興費、(中) 外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、(農) 単独災害復旧事業費、(公) 単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

○議長 続いて、歳入に入ります。13ページ、1款町税から。総務課長。

○総務課長 それでは13ページの歳入について、ご説明いたします。

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第25号、平成29年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の155ページをお願いします。議案第25号、平成29年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6億8,486万8,000円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、皆さんにお知らせします。本日の会議時間は議事の都合により予め延長します。

○議長 次に、議案第26号、平成29年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の156ページをお願いします。議案第26号、平成29年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6,228万円としております。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第27号、平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の157ページをお願いします。議案第27号、平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、8,252万2,000円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 28 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 158 ページです。議案第 28 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算総額は、6 億 8,810 万円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 29 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 159 ページをお願いいたします。議案第 29 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,901 万 2,000 円とします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 30 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書 160 ページをお願いいたします。議案第 30 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,672 万 5,000 円とします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 31 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書 161 ページをお願いいたします。議案第 31 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,890 万 8,000 円とします。それから地方債第 2 条地方自治法第 130 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額起債の方法、利率及び償還の方法は別冊予算書の第 2 表の地方債によるこ

ととします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案説明を終わります。

日程第 36 委員会付託

○議長 日程第 36、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 31 号及び諮問第 1 号の 32 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 31 号及び諮問第 1 号の 32 件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 ここで、議会事務局長からお知らせがあります。

○議会事務局長 それでは、ご連絡をいたします。本日、現地踏査の予定でしたが、先ほど協議がなされまして、現地踏査は、17 日の最終日に行うこととなりました。17 日の午後 1 時、13 時に玄関前にお集まりくださいますようにご案内いたします。以上でございます。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼、お疲れさまでした。

散 会 16 時 25 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 西 村 良 子

阿武町議会議員 田 中 敏 雄